

令和5年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

(2) 監査対象

・ 県教育委員会事務局

（総務課、管理課、学校人事課、高校教育課、特別支援教育課）

・ 県立学校

（高等学校及び高等特別支援学校）

(3) 監査の対象期間

原則として、令和4年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

グローバル化による社会的、経済的諸課題、生産年齢人口の減少等、現代社会は複雑かつ予測困難な課題を抱えている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に「ニューノーマル」への転換を迫ることとなり、ここ数年で社会や経済のデジタル化が加速している。このような状況の下、成人年齢の18歳への引き下げもあり、若者一人一人が自らの責任を自覚し、社会を担うことがより一層求められており、特に、成人年齢に達する年齢を迎える高校教育の果たす役割がこれまで以上に大きくなっていると考えられる。

令和2年3月における本県の中学卒業者の高等学校等進学率は99%であり、社会状況の変化の影響等もあり、高等学校では以前にも増して、多様な学習ニーズを持つ生徒を受け入れている。

また、急激な中学卒業者の減少が見込まれる中で高校教育には、地域のニーズを捉えた特色ある学校づくりを推進するとともに、適正な学校規模と職員配置数を維持し、教育環境を整備していくことが急務となっている。

県ではこれまでに、平成14年2月に「高校教育改革基本方針」、平成23年3月に「高校教育改革推進計画」を策定しており、「高校教育の質的充実」や「学校・学科の特性を生かした学校づくり」を進め、「学校規模の適正化」、「学校・学科等の適正な配置」及び「男女共学の推進」等を図ってきている。

今後は、これまでの本県高校教育の特色や各学校の優れた取組を承継し、向上を図っていくことに加え、社会の急激な変化や生徒の多様化、中学校卒業者の減少がより一層進行している状況を踏まえた新たな取組が求められている。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、県では平成31年3月に教育分野の最上位計画として「第3期群馬県教育振興計画」を策定するとともに令和3年3月に「第2期高校教育改革推進計画」を作成している。

成人へと繋がる世代となる高校教育に関する計画の進捗や課題等は県民にとっても関心が高い分野であることが予想されるとともに、昨年度（令和4年度）の包括外部監査のテーマである「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」とも連続性のある内容である。

さらに、群馬県における令和4年度の一般会計当初予算818,706百万円のうち教育費（大学費は除く）が占める割合は156,300百万円（19.1%）、令和5年度においても一般会計当初予算819,700百万円のうち154,437百万円（18.8%）と大きな比率を占めており、財政への影響度は高いため県民の関心度は高いと考えられる。

以上を踏まえ、令和5年度は「県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管

理について」を監査テーマとした。

4. 主な監査手続

- (1) 教育施策所管所属（県教育委員会事務局）から概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 県立学校等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和5年8月23日から令和6年3月26日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 児島 宏和
- (2) 補助者
公認会計士 田中（北原） 陽子
公認会計士 塚原 督成
公認会計士 立見 嘉章
弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

第2 監査対象とした事業等について

県の教育委員会が所管する業務は幅広く、今回の監査では教育分野の中の県立高校を中心としたものとしている。よって、教育委員会事務局についても県立高校と深く関係する所属である総務課、管理課、学校人事課、高校教育課、特別支援教育課の高校教育に関する事業等を中心に監査を実施した。

なお、県立高校については8つの地区ごとに学級数の多い高校を中心にしつつも、普通科以外の科を設置している高校も選定されるように抽出、各高校について2名から4名で現場往査を行った。なお、高等特別支援学校についても生徒数の多い学校を2校選定した。

往査を実施した学校は以下の13校である。

No.	学校名
1	前橋高等学校
2	前橋商業高等学校
3	伊勢崎工業高等学校
4	高崎女子高等学校
5	安中総合学園高等学校
6	藤岡中央高等学校
7	沼田女子高等学校
8	吾妻中央高等学校
9	太田高等学校
10	太田フレックス高等学校
11	桐生高等学校
12	前橋高等特別支援学校
13	高崎高等特別支援学校

第3 監査結果及び意見

【監査結果及び意見の件数一覧】

事務局・県立学校名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
総務課		2	2
管理課		7	7
学校人事課	2	5	7
高校教育課		5	5
特別支援教育課		2	2
県立高等学校(高等特別支援学校を含む)※	2	13	15
【合計】	4	34	38

※県立高等学校等 延べ数

前橋高等学校		6	6
前橋商業高等学校		4	4
伊勢崎工業高等学校	1	3	4
高崎女子高等学校		5	5
安中総合学園高等学校	1	6	7
藤岡中央高等学校	1	6	7
沼田女子高等学校		5	5
吾妻中央高等学校		5	5
太田高等学校		5	5

太田フレックス高等学校		4	4
桐生高等学校		3	3
前橋高等特別支援学校		1	1
高崎高等特別支援学校		4	4
【小計】	3	57	60

(延べ数の補足)

各県立高等学校の個別意見等は同内容を1つと判断した場合は15個(指摘・意見の合計)であるが、県立高等学校ごとに判断・検討を行ってほしい趣旨から、それぞれの県立高等学校で記載している。

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

<対象とした教育委員会事務局事業等に関する監査結果及び意見>

(1) 群馬県デジタル窓口のうち、教育関連情報の登録者について(総務課)(意見1)

群馬県デジタル窓口の友だち登録の数及び教育関連情報の配信登録の数が測定できるのであるから、登録者数や登録割合を1つの目標として掲げ、それを達成するように取り組むことが望ましい。

(2) 民間企業と連携したデータ活用の活性化について(総務課)(意見2)

学校現場でも利用できるデータの集計を検討するとともに、費用面を含め早急に課題を解決する必要がある。

(3) 特別教室及び体育館のエアコンの設置について(管理課)(意見3)

県立高校の普通教室のエアコン普及率は100%だが、特別教室及び体育館の設置率が全国平均と比較して低い。特別教室は令和5年度及び6年度予算での設置を進めているが、体育館については令和6年度から5年間での整備を目指し予算要求中である。

体育館へのエアコン設置は、熱中症という命に係わる問題であり、また災害の避難所にもなるため、高校の統廃合等も検討したうえで、存続させる施設に対しては、優先的に予算を計上することが望ましい。

(4) 各高校における冷暖房機器の稼働について(管理課)(意見4)

冷暖房機器の稼働については、管理課及び健康体育課において規定された「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準(標準)」をもとに各高校で作成した自校用の運用基準に基づいて行われている。

しかし、実際には、効きが悪い教室もあり、体調不良を訴える学生や、風邪をひきたくない受験生が授業を休むなどの実害が生じている。各校において、実情に合わせた柔軟な対応をすることが望ましい。

(5) 保全工事の実施計画(計画と実績)について(管理課)(意見5)

保全工事を実施する際には、当該工事を選定した客観的理由を示すことが望ましい。

(6) 群馬県高等学校等奨学金貸与について(管理課)(意見6)

群馬県高等学校等奨学金貸与事業は、令和4年度をもって廃止されたが、利用頻度が極めて低く、より早期に廃止すべきであったと考えられる。

(7) 太田高校エレベーター設置工事設計業務委託の随意契約について(管理課)(意見7)

緊急性を理由として、安易に随意契約を締結すべきではない。

- (8) **伊勢崎特別支援学校再編整備事業基本設計業務委託の随意契約について(管理課)(意見8)**
過去の実績等で安易に随意契約とすべきではなく、原則通り競争入札を第一に検討する必要がある。
- (9) **私費会計のルール厳格化について(管理課)(意見9)**
平成20年以降に県立学校の私費会計について取扱指針等が設けられたものの必ずしも遵守できていない状況である。また、当該指針等は平成23年以降改訂が行われておらず実態に即していない部分もある。
- (10) **非常勤講師の付随業務に対する適切な賃金の支払について(学校人事課)(指摘1)**
非常勤講師に対し、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払うことのできる仕組みを整えるべきである。
このような制度は、各高校が独自に作成するのではなく、各高校や非常勤講師らの意見を聴取した上、県教育委員会として作成するのが望ましい。
- (11) **事務職員等に対する適切な時間外勤務手当の支給について(学校人事課)(指摘2)**
教育職員以外の学校職員である事務職員等に対し、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うべきである。
- (12) **総労働時間の把握について(学校人事課)(意見10)**
教職員の健康確保の観点から、兼業については兼業従事後に管理職に実績を報告させるなどし、管理職が各教職員の兼業と併せた総労働時間を把握する仕組みを整備すべきである。
- (13) **教育職員ごとの兼業許可申請について(学校人事課)(意見11)**
複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合においても、教育職員それぞれの個別の事情を判断するため、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認し、副申書に記載すべきである。
- (14) **兼業許可申請の有無について(学校人事課)(意見12)**
兼業は事案が多岐にわたることから、兼業許可申請の有無に付き県教育委員会として従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要があるため、事前の問合せを行うよう、県内の全教職員に周知徹底を図るべきである。
- (15) **いわゆる「持ち帰り残業」を含めた労働時間の把握について(学校人事課)(意見13)**
教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めるため、いわゆる「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握に努めるべきである。
- (16) **長時間労働の抑制について(学校人事課)(意見14)**
現在の教職員の長時間労働を速やかに抑制するため、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言R5」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会発表の「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域移行』の推進～【提言R5】」等に示された提言の実行に努めるべきである。
- (17) **学校評価制度の充実化について(高校教育課)(意見15)**
高校教育課としては現状各学校の評価結果を十分に利活用できていない可能性があるため、県立高校全体として魅力度増加により力を入れるべく、評価項目再設定の可否やアンケート方法の改訂(有効活用事例の展開)等、改善を指導して充実させていくべきである。

(18) BYODについて(高校教育課)(意見16)

来年度のBYODの開始に向けて様々な課題があるが、教員の負荷軽減など生徒、保護者、教職員を含め利害関係者に不公平感のないような制度を設計すべきである。

(19) 県立学校定員の抜本的な見直しについて(高校教育課)(意見17)

定員割れの状況が継続することで競争力が乏しくなり、各学校の魅力度を増したとしても限界があると考えられる。

県として県立高校の定員数については抜本的に見直すことも視野にいれるべきである。

(20) キャリア教育の推進について(高校教育課)(意見18)

キャリア教育推進の一環として社会人講師活用事業を実施しているが、特定の高校に集中しているため、県に要請できる範囲(高校)を見直し、より多くの高校へ特別講師を派遣することを検討すべきである。

(21) オンライン相談窓口の増員(強化)について(高校教育課)(意見19)

高校生等の相談内容は多岐にわたるため、2名の相談者を1名の相談員が同時に対応することはサービス内容の低下につながる恐れもある。近年の増加傾向を踏まえ、相談員の増員を含めた検討を早急に行うべきである。

(22) 高等特別支援学校の認知度向上について(特別支援教育課)(意見20)

高等特別支援学校の授業料は普通科の高等学校とは異なり、所得制限に関係なく全ての生徒が無償であるが、当該事実が周知されていない可能性が高いと思われる。

入学者数増加に向けて授業料が無償である点をより周知していくべきである。

(23) ICTの契約について(特別支援教育課)(意見21)

随意契約においては、第三者から見ても納得のいく形で締結するとともに、見積合わせの省略には合理的な理由を記載し決裁を行うべきである。

<往査した県立高等学校等に関する監査結果及び意見>

(24) 学校評価のアンケート記載方法について(前橋高等学校)(意見22-①)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(25) 公費との明確な区分について(前橋高等学校)(意見23-①)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(体育館用パイプ椅子、食堂の消耗品や記念会館(蚊龍館)の修繕費など)、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(26) 県への報告資料への未記載の会計について(前橋高等学校)(意見24-①)

積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

(27) 備品の管理について(前橋高等学校)(意見25-①)

有姿除却になっているもの、台帳に記載があるが使用されていないものが散見された。廃棄費用がなく処理できないのはやむをえないが、有姿除却や使用していない備品は、各部屋に放置しておくのではなく、それが分かるようにしておくべきである。

(28) 蔵書点検について(前橋高等学校)(意見26-①)

蔵書点検は毎年計画的に実施すべきである。

(29) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（前橋高等学校）（意見27-①）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(30) 公費との明確な区分について（前橋商業高等学校）（意見23-②）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（第一体育館交換用ハロゲンランプ、体育館用ジェットヒーター修繕など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(31) 薬品の管理について（前橋商業高等学校）（意見28-①）

薬品を定期的に点検し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。

(32) 産業医等による面談の促進について（前橋商業高等学校）（意見29-①）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(33) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（前橋商業高等学校）（意見27-②）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(34) 公費との明確な区分について（伊勢崎工業高等学校）（意見23-③）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（網戸設置工事、体育館電灯修繕、トイレ修繕、体育館暗幕取り付け工事、生徒検診用器具レンタル代など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(35) 備品整理票について（伊勢崎工業高等学校）（意見25-②）

備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。

(36) 薬品の管理について（伊勢崎工業高等学校）（指摘3-①）

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度でもよいので、棚卸は全部の薬品を一斉に実施すべきである。

(37) 産業医等による面談の促進について（伊勢崎工業高等学校）（意見29-②）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(38) 私費会計の事業内容について（高崎女子高等学校）（意見30）

私費会計の事業内容について明確にすべきである。

(39) 公費との明確な区分について(高崎女子高等学校)(意見23-④)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(特別教室等のカーテン・暗幕整備、体育館ネット更新工事、窓ガラス清掃など)、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(40) 蔵書点検について(高崎女子高等学校)(意見26-②)

蔵書点検は、毎年計画的に実施すべきである。

(41) 産業医等による面談の促進について(高崎女子高等学校)(意見29-③)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(42) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(高崎女子高等学校)(意見27-③)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(43) 蔵書点検について(安中総合学園高等学校)(意見26-③)

蔵書点検は、計画的に実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

(44) 薬品の管理について(安中総合学園高等学校)(指摘3-②)

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度は棚卸を実施すべきである。

(45) 事務職員の増員について(安中総合学園高等学校)(意見31)

県内最多の系列を持つ高校であり、かつ、定時制も設置されているという実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。

(46) 産業医等による面談の実施状況の把握について(安中総合学園高等学校)(意見29-④)

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(47) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(安中総合学園高等学校)(意見27-④)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(48) 私費会計の管理徹底について(安中総合学園高等学校)(意見32)

私費会計の決算残高について会計帳簿と通帳(実際の現物残高)とが一致しない会計があった。

残高の管理については管理方法の見直しを含め再検討すべきである。

(49) 公費との明確な区分について（安中総合学園高等学校）（意見23-⑤）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（農場管理実習室照明器具交換、AED年間リース契約料、プリンター関連消耗品）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(50) 備品の管理について（藤岡中央高等学校）（意見25-③）

毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。

(51) 蔵書点検について（藤岡中央高等学校）（指摘4）

早急に蔵書点検を実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

(52) 薬品の管理について（藤岡中央高等学校）（意見28-②）

薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量もきちんと把握しておく必要がある。

(53) 産業医等による面談の促進について（藤岡中央高等学校）（意見29-⑤）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(54) 同校における働き方改革の県全域への拡大について（藤岡中央高等学校）（意見33-①）

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

(55) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（藤岡中央高等学校）（意見27-⑤）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(56) 公費との明確な区分について（藤岡中央高等学校）（意見23-⑥）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（送迎車誘導看板設置、灯油など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(57) 学校評価のアンケート記載方法について（沼田女子高等学校）（意見22-②）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(58) 産業医等による面談の促進について（沼田女子高等学校）（意見29-⑥）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

- (59) 同校における働き方改革の県全域への拡大について(沼田女子高等学校)(意見33-②)
教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全县に拡大して進めていくべきである。
- (60) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(沼田女子高等学校)(意見27-⑥)
年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
- (61) 公費との明確な区分について(沼田女子高等学校)(意見23-⑦)
一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(進路資料室・学習室3室LED照明交換)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。
- (62) 薬品等の管理について(吾妻中央高等学校)(意見28-③)
「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正の際は、修正テープを使用せず、二重線で訂正すべきである。
- (63) 公費との明確な区分について(吾妻中央高等学校)(意見23-⑧)
一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(別製生徒用机H820mm1台、体育館グリップ回復剤塗布など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。
- (64) 私費会計の管理方法の他校への展開について(吾妻中央高等学校)(意見34)
同校では令和5年度より私費会計について通帳を1つにして管理している。現物管理面でのリスク低減、会計と現物の照合頻度の短縮化によるメリットは多いと考えられるため、他の県立高校においても、預かり金会計で類似の会計を統合する際には1つの案として参考にすべきである。
- (65) 産業医等による面談の促進について(吾妻中央高等学校)(意見29-⑦)
産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。
- (66) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(吾妻中央高等学校)(意見27-⑦)
年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
- (67) 公費との明確な区分について(太田高等学校)(意見23-⑨)
一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(図書館用図書、事務補助員給料、普通教室等カーテン更新など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

- (68) 県への報告資料への未記載の会計について(太田高等学校)(意見24-②)
すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。
- (69) 薬品の管理について(太田高等学校)(意見28-④)
各薬品の薬品管理簿を作成し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。
- (70) 産業医等による面談の促進について(太田高等学校)(意見29-⑧)
産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。
- (71) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(太田高等学校)(意見27-⑧)
年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
- (72) 学校評価のアンケート記載方法について(太田フレックス高等学校)(意見22-③)
保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。
- (73) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(太田フレックス高等学校)(意見27-⑨)
年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
- (74) 公費との明確な区分について(太田フレックス高等学校)(意見23-⑩)
一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(図書館用図書雑誌代、製氷機など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。
- (75) 薬品の管理について(太田フレックス高等学校)(意見28-⑤)
薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机(未施錠)の中に置かれているが、施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。
- (76) 公費との明確な区分について(桐生高等学校)(意見23-⑪)
一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(ハンドボールコート防球柵設置、漏水調査及び修繕費など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。
- (77) 産業医等による面談の促進について(桐生高等学校)(意見29-⑨)
産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(78) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(桐生高等学校)(意見27-⑩)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(79) 産業医等による面談の実施状況の把握について(前橋高等特別支援学校)(意見29-⑩)

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(80) 公費との明確な区分について(高崎高等特別支援学校)(意見23-⑫)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(現場実習用切手代、デジタルカメラ 他関連機器など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(81) 県への報告資料への未記載の会計について(高崎高等特別支援学校)(意見24-③)

すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

(82) 図書館の本の管理について(高崎高等特別支援学校)(意見26-④)

図書に分類記号等を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理すべきである。

(83) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について(高崎高等特別支援学校)(意見27-⑪)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。